

「土地等利用状況管理システムの構築に係る設計・開発業務及び運用・保守業務 一式」の仕様書（案）等に係る意見等について

項	資料名	頁番号	項目	意見等	理由	回答内容
1	調達仕様書（案）	1		「(別紙1) 業務要件定義書」「(別紙2) 機能要件定義書」「(別紙3) 非機能要件定義書」について、それぞれの要件がどのフェーズに該当するか明記し、本業務の調達範囲を具体的に明記すべきである。	調達範囲を明確化するため。	本件はフェーズ1の設計・開発及び運用・保守に係る調達です。仕様書別添の要件定義書は、フェーズ1の要件を記載したものです。
2	調達仕様書（案）	6	1 調達案件の概要 (6) 契約期間 / (7) 作業スケジュール	4 作業の実施内容 (3) 設計・開発に関する事項 ⑦引継ぎに記載された内容から、引継ぎ作業は受託者から次期運用保守事業者に対して実施する認識です。 一方で、契約期間は以下のとおり並行していないことから、引継ぎを実施することができません。 本調達の受託者 : 令和4年6月20日から令和5年3月31日まで 次期運用保守事業者 : 令和5年4月以降 引継ぎに必要となる期間(2か月間)は契約期間を並行していただくか、引継ぎ作業の内容を見直していただくよう検討をお願いします。	引継ぎ作業の期間を明確化するため。	引継ぎについては、受託者から内閣府を通じ次期運用・保守事業者に対し行われることを想定しています。その具体的な流れについては、下記を想定しています。 ・受託者は内閣府が指定する日(概ね2か月前)までにソースコード等を記載した引継ぎ書(案)を作成し、内閣府に提出。 ・内閣府は、次期運用・保守に係る調達の入札公告に際し、当該引継ぎ書(案)を添付。 ・応札希望事業者は、当該引継ぎ書(案)を閲覧の上、応札を判断。 ・受託者は、引継ぎ1か月前までに引継ぎ書を内閣府に提出。 ・次期運用・保守事業者の決定後、内閣府は引継ぎ書を提供。
3	調達仕様書（案）	6		運用・保守に関わる詳細な要件はございますでしょうか。		運用・保守に係る要件は、非機能要件定義書に記載のとおりです。詳細については、基本設計における調整結果に応じ、仕様書等の範囲内で個別に調整する予定です。
4	調達仕様書（案）	6		「令和5年4月以降の運用・保守については別途契約手続きを実施する予定であり、引継ぎは2か月間程度を想定している。」とありますが、引継ぎ期間中の作業に関わる費用については、本調達の範囲内となりますでしょうか。	調達範囲を明確化するため。	引継ぎの流れについてはNo2に同じ。従いまして、引継ぎに係る費用は本調達の範囲となります。
5	調達仕様書（案）	6	1 調達案件の概要	本調達において、ハードウェア等の賃貸借保守は調達範囲に含まれている認識ですが、賃貸借期間について明記されておりません。構築・運用・保守として明記されている令和4年6月20日から令和5年3月31日までの認識で相違ないでしょうか。 その認識で相違ない場合、令和5年4月以降の運用・保守については別途契約手続きになるとの記載がございますが、賃貸借物件についてどのような調達・契約期間を想定されているか、仕様書内に明記頂けますでしょうか。	調達範囲を明確化するため。	ハードウェア等の賃貸借期間については、本調達期間と同様、令和4年7月1日から令和5年3月31日までとなります。 なお、買取又はリースとした理由を明示の上、ご提案してください。リースとした場合は、令和5年4月に賃貸借契約を結ぶべく、別途調達手続きを進めることとなります。
6	調達仕様書（案）	10	4(3)④カ 開発・テスト	本調達において準備すべき環境は以下と想定しておりますが、認識に相違ないでしょうか。 ①開発環境: 製造作業等の開発時に利用する環境。受注者で準備し、受注者のみが利用する。 ②試験環境: クラウド環境上に構築し、総合テストや運用期間中のアプリケーションの動作確認等で利用する環境。受注者がクラウド環境上に準備し、内閣府様に提供する。 ③本番環境: クラウド環境上に構築し、本番システムとして稼働する環境。受注者がクラウド環境上に準備し、内閣府様に提供する。		ご認識のとおりです。
7	調達仕様書（案）	11	⑥情報システムの移行	「システムの運用開始までの間、別の暫定システム(Microsoft Access を予定)により届出情報を取り扱う業務等を実施する予定である」とありますが、データ移行のみならず、システム運用後の更新を見据えた検討をする必要がありますので、暫定システムのデータ構造を詳細にお示しいただけないでしょうか。		暫定システムのデータ構造については、現在検討中です。基本設計までに概要を提示できるよう引き続き検討します。
8	調達仕様書（案）	11	(3) 設計・開発に関する事項 ⑦引継ぎ	(ア)と(イ)は類似した内容となっています。引継ぎに関する要件が(ア)と(イ)で異なるのであれば、重複部分は削除した上で差分を明示していただくようご検討をお願いします。	要件を明確化するため。	ご指摘のとおり、(ア)、(イ)については次期運用事業者に関する記載に重複する部分がございますので、(イ)を削除します。
9	調達仕様書（案）	11	(3) 設計・開発に関する事項	次期情報システムの要件定義支援事業者及び設計開発事業者の契約期間を記載いただくようご検討をお願いします。	調達範囲を明確化するため。	ご指摘を踏まえ、入札公告時の仕様書に追記いたします。
10	調達仕様書（案）	12	4(3)⑩ 情報資産管理標準シートの提出	「表2 情報資産管理標準シートに記載すべき事項」として、ハードウェアの管理や施設の管理等を記載する必要がある旨の記載がありますが、本シートには情報システムを構成するハードウェア等が設置されたデータセンターの所在地の情報も記載する必要がある認識でよろしいでしょうか。		ご指摘の点については、運用時の情報資産管理標準シートに基づいて対応いたします。
11	調達仕様書（案）	13	4. 作業の実施内容 (3) 設計・開発に関する事項 ⑩情報資産管理標準シートの提出	「情報システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案」との記載がありますが、これらの要素は受注者が検討の上、あるべき姿を内閣府様に提示するという理解でよろしいでしょうか。		No10に同じ。
12	調達仕様書（案）	15	(6) アプリケーションプログラム保守に関する事項	「別途調達した保守環境用機器」が、本システムとどのような関連があるか、また構成など前提となる情報を記載いただくよう、お願いします。	要件を明確化するため。	「別途調達した保守環境用機器」とは、仕様書等に記載の要件を満たす保守管理体制を構築するに当たって、保守環境用機器が別途必要である旨ご提案いただいた場合の当該機器を指します。保守環境用機器については必須としていないため、仕様書等に記載の要件を満たすために必要な性能を備えておくことを求めるものです。
13	調達仕様書（案）	15	5 作業の実施体制・方法	クラウドサービスでの提案を予定しています。要員の資格要件について、クラウドベンダーが実施する資格を条件に追加いただくことは可能でしょうか。		ベンダー資格を要件化した場合、資格制度を持たないクラウド基盤の採用の妨げとなるため、要件に追加しません。ただし、要員の要件であるクラウドネイティブ開発に関する知識を有する者について、ベンダー資格を証憑としてご提示いただくことを妨げるものではありません。
14	調達仕様書（案）	15	4 作業の実施内容	(6) アプリケーションプログラム保守に関する事項に別途調達した保守環境用機器と記載がありますが、「調達案件及びこれと関連する調達」及び別紙に該当の機器が無いように見受けられます。今後別途調達が予定されており、本調達に関連するようであれば、入札公告時に要件等を記載いただけないでしょうか。	調達範囲を明確化するため。	No12に同じ。
15	調達仕様書（案）	17	(4) 作業場所	本案件の作業場所については、在宅での作業も認可されるのかご教示をお願いします。	在宅勤務での対応可否の明確化のため。	情報セキュリティ共通仕様等に基づく管理体制等の下において作業が行われることを条件に、受注者の責任において在宅勤務を認めることを可とします。
16	調達仕様書（案）	20	6(7) 情報システム監査	情報システム監査において、内閣府様が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は受注者は監査を受け入れる旨の記載がありますが、取り扱うデータ特性を考慮すると、情報システムを構成するハードウェア等が設置されたデータセンターの立ち入り監査も含まれるという認識でよろしいでしょうか。		情報システム監査では、受注者の情報セキュリティに関するマネジメント体制等について監査することとしているため、データセンターへの監査も、その対象から排除されるものではありません。なお、第三者機関によるデータセンターへの情報セキュリティ監査を行った結果、適切に対策が講じられていることが書面にて証明された場合は、その写しを提出することによりデータセンターへの監査と代替することは可能と考えています。